

番号	内容	関係条項
43	開発行為に関する工事完了公告の閲覧	法第 36 条第 3 項

開発行為に関する工事の完了公告は、福岡県公報に掲載しています。

県公報の発行日は毎週火曜日・金曜日です（発行日が県の休日（土曜、日曜、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日）にあたる時などは発行されません。）。

県公報の閲覧は、以下の閲覧場所のほか、県のホームページ（平成 17 年度以降のものに限ります）でも可能です。

■閲覧場所

- 県民情報センター（福岡県庁内）
- 地区県民情報コーナー
 - ・北九州県民情報コーナー（福岡県小倉総合庁舎内）
 - ・筑後県民情報コーナー（福岡県久留米総合庁舎内）
 - ・筑豊県民情報コーナー（福岡県飯塚総合庁舎内）
 - ・京築県民情報コーナー（福岡県行橋総合庁舎内）
- 福岡県立図書館

■県ホームページリンク先

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kenkouhou.html>

■開発行為に関する工事の完了公告記載事項について

完了公告には、①開発区域に含まれる地域の名称（地名及び地番は工事完了当時のものであり、その後に分合筆を行ったかどうかは確認できませんので、ご注意ください。）、②開発許可を受けた者の住所及び氏名が記載されています。